



金沢市公報

号外第8号の5

平成18年(2006年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ		ページ
規 則		金沢市児童相談所長事務委任規則	
金沢市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課)	1	(")	10
金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (地域保健課)	11
金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課)	6	金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則 (福祉総務課)	13
市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (こども福祉課)	10	金沢市公印規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	14

規 則

金沢市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第9号

金沢市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市名誉市民条例施行規則(昭和50年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号を次のように改める。

(3) その他市長が特に必要があると認める者

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第10号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成8年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	新幹線建設推進室 総合調整課 広域行政課 情報政策課	を
--	-------------------------------------	---

	総合調整課 玉川子ども図書館開設準備室 圏域交流課 交通政策課 新幹線建設推進室 情報政策課	に、
	文化施設整備室	を
	能楽美術館開設準備室	に、
	総務課 市史編さん事務局	を
	総務課	に、
産業局	商業振興課	を
産業局	商業振興課 まちなかビジネス振興室	に、
	計量検査所	を
	計量検査所 消費生活センター	に、
	児童相談所開設準備室 障害福祉課 福祉指導監査室	を
	こども総合相談センター 障害福祉課 福祉指導監査課	に、
	交通政策課 まちなみ対策課	を
	まちなみ対策課	に、
	技術管理課	を
	技術管理課 設計技術室	に、
	建物安全対策室	を

	建物安全対策室 建築確認審査室	に改
--	--------------------	----

める。

第3条第1項の表中

	3 国勢調査その他の統計調査に関する事項	を
新幹線建設推進室	1 北陸新幹線の整備推進に関する事項	

	3 国勢調査その他の統計調査に関する事項	に、
--	----------------------	----

	4 金沢市土地開発公社に関する事項 5 特命事項の調査及び計画に関する事項	を
--	--	---

	4 特命事項の調査及び計画に関する事項	に改
玉川こども図書館開設準備室	1 玉川こども図書館の開設準備に関する事項	

め、同表広域行政課の項中「広域行政課」を「圏域交流課」に改め、同項の次に次のように加える。

交通政策課	1 総合交通体系に関する事項 2 公共交通の利用促進に関する事項 3 歩けるまちづくりの推進に関する事項 4 駐車場の適正配置及び自転車等駐車場の運営に関する事項 5 その他交通政策の企画、立案及び推進に関する事項
新幹線建設推進室	1 北陸新幹線の整備推進に関する事項

第3条第2項の表中

文化施設整備室	1 文化施設の整備に関する事項	を
---------	-----------------	---

能楽美術館開設準備室	1 金沢能楽美術館の開設準備に関する事項	に改
------------	----------------------	----

める。

第4条の表中

	12 局の所管事務で他課に属しない事項 13 他の局に属しない事項	を
市史編さん事務局	1 市史の史料の調査及び収集に関する事項 2 市史の編さん及び刊行に関する事項	

	12 金沢市土地開発公社に関する事項 13 局の所管事務で他課に属しない事項 14 他の局に属しない事項	に改
--	--	----

め、同表文書法制課の項に次の1号を加える。

7 知的財産権に関する事項

第5条第1項の表中

	5 貿易振興に関する事項 6 主要食糧管理に関する事項 7 その他商業の振興に関する事項 8 局の所管事務で他課に属しない事項	を
--	--	---

	5 貿易の振興に関する事項 6 その他商業の振興に関する事項 7 局の所管事務で他課に属しない事項	に、
まちなかビジネス振興室	1 まちなかビジネスの活力創出に関する事項	

	5 工業・流通業務団地の開発及び造成に関する事項 6 その他工業及び鉱業の振興に関する事項	を
--	--	---

	5 その他工業及び鉱業の振興に関する事項	に改
--	----------------------	----

め、同表企業立地課の項を次のように改める。

企業立地課	1 金沢テクノパークへの企業誘致その他の企業立地の推進に関する事項 2 工業・流通業務団地の開発及び造成に関する事項
-------	---

第6条の表中

	3 消費者の自立支援及び消費者保護並びに消費生活センターに関する事項 4 局の所管事務で他課に属しない事項	を
--	--	---

	3 局の所管事務で他課に属しない事項	に、
--	--------------------	----

計量検査所	1 計量器及び商品量目の検査に関する事項	を
-------	----------------------	---

計量検査所	1 計量器及び商品量目の検査に関する事項	に改
消費生活センター	1 消費者の自立支援及び消費者保護に関する事項	

め、同表市民課の項第12号才中「乳幼児」の次に「、高齢者等」を加える。

第7条第1項の表介護保険課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

8 地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項

第7条第1項の表中

	7 こども療育センターたんぽぽ園に関する事項 8 児童会館及び児童館に関する事項 9 児童クラブに関する事項 10 児童家庭相談に関する事項 11 少子化対策の推進に関する事項	を
児童相談所開設準備室	1 児童相談所の開設準備に関する事項	

	7 児童会館及び児童館に関する事項	に改
	8 児童クラブに関する事項	
	9 児童家庭相談に関する事項	
	10 少子化対策の推進に関する事項	
こども総合相談センター	1 法令に基づく児童相談所事務	
	2 教育相談に関する事項	
	3 保育相談の実施に関する事項	
	4 児童相談に関する事項	
	5 相談に関する専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項	
	6 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項	

め、同表障害福祉課の項中第3号から第5号までを次のように改める。

- 3 障害程度区分の認定に関する事項
- 4 障害者等の介護給付費等に関する事項
- 5 自立支援医療機関の指定に関する事項

第7条第1項の表障害福祉課の項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- 6 障害者の施設訓練等支援事業に関する事項

第7条第1項の表障害福祉課の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- 12 障害者高齢者体育館に関する事項

第7条第1項の表福祉指導監査室の項中「福祉指導監査室」を「福祉指導監査課」に改め、同条第2項の表中

	5 老人保健法の規定による保健事業の実施に関する事項（福祉健康センターが所管する事項を除く。）	を
	5 保健事業の実施に関する事項（福祉健康センターが所管する事項を除く。）	に、
	16 お年寄り介護相談センターに関する事項	を
	16 お年寄り福祉支援センターに関する事項	に改

める。

第9条第1項の表交通政策課の項を削り、同条第2項の表中

	6 道路の消融雪工事の施行に関する事項	を
	7 電線類地中化事業に係る工事の施行に関する事項	
	6 電線類地中化事業に係る工事の施行に関する事項	に、
	6 道路の消融雪装置の管理及び維持修繕に関する事項	を
	6 道路の消融雪装置に関する事項	に、

技術管理課	1 工事に係る技術、設計及び施行管理の指導並びに現場査察に関する事項 2 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項 3 技術職員の技術向上に係る企画及び立案に関する事項 4 建設発生土の処理対策に関する事項 5 再生資材の利用の促進に関する事項 6 その他技術に係る特命に関する事項	を
-------	---	---

技術管理課	1 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項 2 建設発生土の処理対策に関する事項 3 再生資材の利用の促進に関する事項 4 その他技術に係る特命に関する事項	に改
設計技術室	1 技術職員の技術向上に係る企画及び立案に関する事項 2 工事に係る技術、設計及び施行管理の指導並びに現場査察に関する事項	

め、同条第3項の表中

	2 建築基準法の規定に基づく確認、検査、許可及び道路の位置の指定等に関する事項	を
--	---	---

	2 建築基準法の規定に基づく許可及び道路の位置の指定等に関する事項	に、
--	-----------------------------------	----

	5 特殊建築物、昇降機等の定期報告に関する事項	を
--	-------------------------	---

	5 特殊建築物、昇降機等の定期報告に関する事項	に改
建築確認審査室	1 建築基準法の規定に基づく確認、検査等に関する事項	

める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第11号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「福祉指導監査室」を「こども総合相談センター」に改める。

第5条第4項中「置かない局」の次に「(福祉健康局(こども総合相談センターに限る。))を除く。」を、「所管課長」の次に「、こども総合相談センターにあってはこども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ富樫総括施設長(次項において「総括施設長」という。))」を加え、同条第5項中「、所管次長」を「所管次長、こども総合相談センターにあっては総括施設長」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「東京事務所長」の次に「、放牧場長」を加え、「、児童相談所開設準備室長」を削り、同備考第4項中「置かない局」の次に「(福祉健康局(こども総合相談センターに限る。))を除く。」を、「除く。」の次に「及び産業局(農林部を除く。))」を加え、「それぞれ」を「、こども総合相談センターにあっては「こども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ富樫総括施設長」と」に改め、同表事務の執行の表

第13号の項中 「

財政課

」 を 「

文書法制課 財政課

」 に改め、同事務の執行の表第17号の項を次のように改める。

17 本市が行った処分等に対する不服申立てに係る市長の決定又は裁決		(軽易なもの)				文書法制課
-----------------------------------	--	---------	--	--	--	-------

別表第1事務の執行の表の備考第1項及び同表財産管理の表の備考中「置かない局」の次に「(福祉健康局(こども総合相談センターに限る。)を除く。)」を、「除く。)」の次に「及び産業局(農林部を除く。)」を加え、「それぞれ」を「、こども総合相談センターにあっては「こども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ富樫総括施設長」

と」に改め、同表契約アの表中 「

1 指名競争入札参加者の資格審査
2 予定価格及び最低制限価格の決定 (1) 物品購入契約以外の契約に係るもの
(2) 物品購入契約に係るもの

」 を

1 一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格審査	
2 予定価格及び最低制限価格の決定 (1) 物品購入及び印刷物の製造の請負契約以外の契約に係るもの	に改め、同アの表の備考中「置かない局」の次に「(福祉健康局
(2) 物品購入及び印刷物の製造の請負契約に係るもの	

(こども総合相談センターに限る。)を除く。)」を、「除く。)」の次に「及び産業局(農林部を除く。)」を加え、「それぞれ」を「、こども総合相談センターにあっては「こども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ富樫総括

施設長」と」に改め、同表契約イの表中 「

2 物品の購入(交際費、事務連絡費及び食糧費に係る物品並びに単価契約により購入する物品を除く。)	物品の購入
--	-------

」 を

「

2 物品の購入(交際費、事務連絡費及び食糧費に係る物品並びに単価契約により購入する物品を除く。)	物品の購入及び印刷物の製造	
--	---------------	--

」 に、 「

建物の維持管理の業務(特定随意契約業務に限る。)

」 を 「

建物の維持管理の業務(特定随意契約業務に限る。)	及び樹木等の維持管理の業務
--------------------------	---------------

」 に、

9 単価契約	単価契約により購入する物品	基本契約(変更を含む。)の方法等の決定伺			専ら医療の用に供する物品(市立病院事務局長に限る。)			
		基本契約(変更を含む。)の締結伺						
		契約の方法等の決定伺及び締結伺					燃料、薬品及び専ら医療の用に供する物品(市立病院事務局長に限る。) 50万円以下の工事用原材料	

を

9 単価契約	単価契約による物品の購入及び印刷物の製造	基本契約(変更を含む。)の方法等の決定伺			専ら医療の用に供する物品(市立病院事務局長に限る。)			
		基本契約(変更を含む。)の締結伺						
		契約の方法等の決定伺及び締結伺						

に

改め、同イの表の備考第2項中「維持管理の業務」の次に「、樹木等の維持管理の業務」を加え、同備考第4項を次のように改める。

4 「所管局長」とあるのは、都市政策局(文化スポーツ部を除く。)及び産業局(農林部を除く。)にあっては「所管次長」と、こども総合相談センターにあっては「こども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ富樫総括施設長」と読み替える。

別表第1支出アの表の備考第5項中「除く。)」の次に「及び産業局(農林部を除く。)」を、「所管次長」との次に「、こども総合相談センターにあっては「こども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ富樫総括施設長」とを加え、「それぞれ」を削り、同表収入の表の備考第2項中「置かない局」の次に「(福祉健康局(こども総合相談センターに限る。)を除く。)」を、「除く。)」の次に「及び産業局(農林部を除く。)」を加え、「それぞれ」を「、こども総合相談センターにあっては「こども総合相談センター勤務を命じられた教育プラザ富樫総括施設長」と」に改める。

別表第2 都市政策局の表総合調整課の項の次に次のように加える。

交通政策課	1 駐車場法に基づく路外駐車場管理者への是正命令					
	2 放置自転車等の処理に関する事項					

別表第2 都市政策局の表情報政策課の項の次に次のように加える。

国際文化課	1 所管する財団の運営指導及び連絡調整					
スポーツ振興課	1 所管する財団の運営指導及び連絡調整					

別表第2 産業局の表商業振興課の項第2号中「倒産関連中小企業者」を「特定中小企業者」に改め、同表労働政策課の項を次のように改める。

労働政策課	1 高年齢者雇用奨励金の交付の決定					
-------	-------------------	--	--	--	--	--

別表第2 市民局の表市民課の項を次のように改める。

市民課	1 住民基本台帳の職権消除に関すること。					
	2 戸籍に関する簿書の廃棄					
	3 戸籍の訂正申請に関すること。					
	4 火葬及び埋葬の許可並びに火葬炉の使用の許可					
	5 斎場の待合室及び霊安室の使用料の減免					
	6 諸証明（他課に属するものを除く。）の交付等					
	7 外国人登録に関すること。					
	8 自動車臨時運行許可					

別表第2 福祉健康局の表中

9 基準該当居宅サービス事業者等の登録						
---------------------	--	--	--	--	--	--

9 地域密着型サービス事業者等の指定及び指定の取消し						
10 基準該当居宅サービス事業者等の登録						

に改め、同表子ども福祉課の項

の次に次のように加える。

子ども総合相談センター	1 児童虐待の防止等に関する法律に関する事項 (1) 警察署長に対する援助要請に関すること。					
	(2) 保護者に対する指導の勧告に関すること。					

別表第2 福祉健康局の表障害福祉課の項を次のように改める。

障害福祉課	1 自動車改造、紙おむつ支給等の助成に係る交付の決定					
	2 特別障害者手当等の受給者の資格の認定					
	3 障害児通園施設の入所の決定					
	4 障害者継続雇用奨励金の交付の決定					

5	身体障害者手帳の交付等に関する こと。				
6	身体障害者福祉法第15条による 医師の指定等に関すること。				
7	障害者相談員の委嘱に関する こと。				
8	施設訓練等支援に関する支給 内容の決定				
9	指定施設の指定及び指定の取 消し				
10	指定施設設置者等及び施設訓 練等支援費受給者等に対する文 書その他の物件の提出の命令、 質問等				
11	障害程度区分認定審査会の委 員の任免				
12	障害程度区分認定				
13	介護給付費等の支給要否及び 内容等の決定				
14	障害福祉サービス事業者の指 定及び指定の取消し				
15	基準該当障害福祉サービス事 業者の登録				
16	自立支援医療機関の指定				
17	自立支援給付に係る受給者、 事業所等に対する文書その他の 物件の提出の命令、質問等				

別表第2福祉健康局の表福祉健康センターの項第1号中「第9条第2項」を「第7条第2項」に改め、同表都市整備局の表交通政策課の項を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第12号

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長事務の補助執行に関する規則（昭和40年規則第43号）の一部を次のように改正する。

本則中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市児童相談所長事務委任規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第13号

金沢市児童相談所長事務委任規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第1項の規定に基づき市長の権限に属する事務の一部を児童相談所長に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任する事務)

第2条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1) 児童福祉法（以下この号において「法」という。）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下この号において「令」という。）の規定による事務のうち次に掲げる事務

ア 法第27条第1項の規定による児童又は保護者の措置に関すること。

イ 法第27条第2項の規定による指定医療機関への治療等の委託に関すること。

ウ 法第27条第7項の規定による日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援に関すること。

エ 法第27条の2第1項の規定による保護処分を受けた児童の措置に関すること。

オ 法第27条の3の規定による家庭裁判所への送致に関すること。

カ 法第28条第1項の規定による児童虐待等の場合の措置に関すること。

キ 法第28条第2項ただし書の規定による措置の期間の更新に関すること。

ク 法第28条第4項の規定による家庭裁判所への申立てに対する審判が確定するまでの間の措置に関すること。

ケ 法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入調査等に関すること。

コ 法第30条第1項及び第2項の規定による同居児童についての届出の受理に関すること。

サ 法第30条の2の規定による里親、児童福祉施設の長等に対する指示又は報告の徴収に関すること。

シ 法第31条第2項及び第3項の規定による児童福祉施設等の在所期間の延長等の措置に関すること。

ス 法第31条第4項の規定による援助又は委託の継続の措置に関すること。

セ 法第33条第2項の規定による児童の一時保護に関すること。

ソ 法第47条第1項ただし書の規定による縁組の承諾の許可に関すること。

タ 法第63条の2第1項及び第2項の規定による知的障害児施設等の在所期間の延長等の措置に関すること。

チ 法第63条の3第1項の規定による重症心身障害児施設への入所又は指定医療機関への治療等の委託に関すること。

ツ 令第30条の規定による里親への指導に関すること。

テ 令第34条の規定による児童を同居させた者の居住地の変更に係る通知に関すること。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下この号において「法」という。）の規定による事務のうち次に掲げる事務

ア 法第9条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入調査等に関すること。

イ 法第13条の規定による児童福祉司等の意見の聴取に関すること。

(市長への協議等)

第3条 児童相談所長は、前条に規定する事務のうち、次の各号のいずれかに該当する事務については、市長の指示を受け、これを処理しなければならない。

(1) 重要な事案又は重要な権利の制限となる行為の伴う事務

(2) 紛議を伴う事項又は処理の結果紛議を生ずるおそれのある事務

(3) 上司に対し事案を知らせておく必要があると認められる事務

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

第1条 金沢市衛生事務委任に関する規則（昭和23年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号の2に次のように加える。

カ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の申請の受理に関する事。

キ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第2条第2項の規定による許可及び許可の条件の付与に関する事。

第2条第25号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

第2条 金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第15号の2を次のように改める。

(15)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この号において「法」という。）に関する事項

ア 法第10条第1項の規定による動物取扱業の登録に関する事。

イ 法第10条第2項（法第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の申請の受理に関する事。

ウ 法第11条第1項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による動物取扱業者登録簿（以下この号において「登録簿」という。）への登録に関する事。

エ 法第11条第2項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知に関する事。

オ 法第12条第1項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否に関する事。

カ 法第12条第2項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知に関する事。

キ 法第13条第1項の規定による登録の更新に関する事。

ク 法第14条第1項の規定による変更又は飼養施設の設置の届出の受理に関する事。

ケ 法第14条第2項の規定による変更の届出の受理に関する事。

コ 法第15条の規定による登録簿の閲覧に関する事。

サ 法第16条第1項の規定による廃業等の届出の受理に関する事。

シ 法第17条の規定による登録の抹消に関する事。

ス 法第19条第1項の規定による業務の停止の命令に関する事。

セ 法第19条第2項において準用する法第12条第2項の規定による業務の停止の命令の通知に関する事。

ソ 法第23条第1項の規定による改善の勧告に関する事。

タ 法第23条第2項の規定による措置の勧告に関する事。

チ 法第23条第3項の規定による措置の命令に関する事。

ツ 法第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。

テ 法第25条第1項の規定による措置の勧告に関する事。

ト 法第25条第2項の規定による措置の命令に関する事。

ナ 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に関する事。

ニ 法第26条第2項の規定による許可の申請の受理に関する事。

ヌ 法第27条第2項（法第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件の付与に関する事。

ネ 法第28条第1項の規定による変更の許可に関する事。

ノ 法第28条第3項の規定による変更の届出の受理に関する事。

ハ 法第32条の規定による措置の命令に関する事。

ヒ 法第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。

フ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この号において「省令」という。）第2条第5項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付に関する事。

- ヘ 省令第2条第6項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の再交付に関する事。
- ホ 省令第2条第8項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の亡失の届出の受理に関する事。
- マ 省令第2条第9項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の返納の受理に関する事。
- ミ 省令第13条第10号の規定による管轄区域外の飼養又は保管の通知の受理に関する事。
- ム 省令第15条第5項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付に関する事。
- メ 省令第15条第6項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付に関する事。
- モ 省令第15条第8項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の亡失の届出の受理に関する事。
- ヤ 省令第15条第9項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理に関する事。
- ユ 省令第16条第1項の規定による飼養又は保管の廃止の届出の受理に関する事。
- ヨ 省令第20条第3号の規定による識別措置の内容の届出の受理に関する事。

附 則

この規則中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第15号

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉事務所長委任規則(昭和36年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中イ及びウを削り、エをイとし、オをウとし、カをエとし、キをオとし、同条第3号イ中「身体障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業」に改め、同号ウを削り、同号エ中「施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費、特定入所者食費等給付費」に改め、同エを同号ウとし、同号オ中「居宅支給決定身体障害者若しくは施設支給決定身体障害者又は身体障害者居宅支援若しくは」を削り、同オを同号エとし、同号カをオとし、同号キ中「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改め、同キを同号カとし、同号中ク及びケを削り、コをキとし、サをクとし、シをケとし、スを削り、同条第4号ア中「知的障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業」に改め、同号イを削り、同号ウ中「第15条の14」を「第15条の14の4」に、「施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に改め、同ウを同号イとし、同号エ中「居宅支給決定知的障害者若しくは施設支給決定知的障害者又は知的障害者居宅支援若しくは」を削り、同エを同号ウとし、同号オ中「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改め、同オを同号エとし、同条に次の1号を加える。

(7) 障害者自立支援法関係

- ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。)第9条第1項に規定する障害者等、障害者等の保護者等に対する報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は質問に関する事。
- イ 法第10条第1項に規定する自立支援給付対象サービス等を行う者等に対する報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は質問若しくは立入検査に関する事。
- ウ 法第12条に規定する官公署に対する文書の閲覧若しくは資料の提供の請求又は銀行等に対する報告の徴収に関する事。
- エ 法第19条から第25条まで、法第28条から第31条まで及び法第33条に規定する介護給付費等又は高額障害福祉サービス費の支給の決定に関する事。
- オ 法第48条に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対する報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令等又は質問若しくは立入検査に関する事。

カ 法第52条から第58条までに規定する自立支援医療費（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第2号に規定する更生医療に係るものに限る。）の支給の認定に関すること。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第16号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表工の表証明用市長印の項中	開発登録簿の写しの証明、都市計画街路の境界証明及び金沢駅北土地区画整理事業に係る換地証明、仮換地指定証明、保留地証明、付換地証明その他の証明に関する文書	都市計画課長	2	を
	道路の境界証明及び車道の幅員証明に関する文書	道路管理課長	1	
	河川の境界証明に関する文書	内水整備課長	1	

都市計画街路の境界証明及び金沢駅北土地区画整理事業に係る換地証明、仮換地指定証明、保留地証明、付換地証明その他の証明に関する文書	都市計画課長	1	に改め、同表才の表証明用市長職務
道路の境界証明及び車道の幅員証明に関する文書	道路管理課長	1	
河川の境界証明に関する文書	内水整備課長	1	
開発登録簿の写しの証明に関する文書	建築指導課長	1	

代理者印の項中	市長職務代理者名をもってする開発登録簿の写しの証明、都市計画街路の境界証明及び金沢駅北土地区画整理事業に係る換地証明、仮換地指定証明、保留地証明、付換地証明その他の証明に関する文書	都市計画課長	2	を
	市長職務代理者名をもってする道路の境界証明及び車道の幅員証明に関する文書	道路管理課長	1	
	市長職務代理者名をもってする河川の境界証明に関する文書	内水整備課長	1	

市長職務代理者名をもってする都市計画街路の境界証明及び金沢駅北土地区画整理事業に係る換地証明、仮換地指定証明、保留地証明、付換地証明その他の証明に関する文書	都市計画課長	1	に改め、同表力の表
市長職務代理者名をもってする道路の境界証明及び車道の幅員証明に関する文書	道路管理課長	1	
市長職務代理者名をもってする河川の境界証明に関する文書	内水整備課長	1	
市長職務代理者名をもってする開発登録簿の写しの証明に関する文書	建築指導課長	1	

出納員印の項中 「

出納員	各1
-----	----

」 を 「

税務課出納員	1
会計課出納員	1

」 に改め、同力の表子ども療

育センターたんぼぼ園長印の項を削り、同力の表城北児童会館長印の項の次に次のように加える。

教育プラザ富樫こども総合相談センター 所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	こども総合相談センター所長	1	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">金 沢 市 教 育 プ ラ ザ 富 樫 こ ど も 総 合 相 談 セ ン タ ー 所 長 印</td> </tr> </table>	金 沢 市 教 育 プ ラ ザ 富 樫 こ ど も 総 合 相 談 セ ン タ ー 所 長 印
金 沢 市 教 育 プ ラ ザ 富 樫 こ ど も 総 合 相 談 セ ン タ ー 所 長 印							
児童相談所長印	方18	てん書	所長名をもってする文書	児童相談所長	1	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">金 沢 市 児 童 相 談 所 長 印</td> </tr> </table>	金 沢 市 児 童 相 談 所 長 印
金 沢 市 児 童 相 談 所 長 印							

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表力の表出納員印の項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成18年(2006年)3月31日 印刷
平成18年(2006年)3月31日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄